

市民生活

1	区	政	115
2	広	聴	128
3	社会保障・税番号 制 度 推 進		132
4	市 民 協 働		134
5	地域コミュニティ づ くり 支 援		136
6	安全安心まちづくり 交 通 安 全 対 策		138
7	消 費 者 行 政		141
8	男 女 共 同 参 画		143
9	人 権 推 進		145
10	生 涯 学 習		148
11	熊本市オンブズマン制度		153

1 区 政

(1) 経緯

平成20年10月6日に富合町と、平成22年3月23日に城南町、植木町と合併し、人口約7万8千人の都市となり、平成24年4月1日に政令指定都市へと移行した。

これにより都市ブランドの向上や拡充される権限・財源を活用しながら、区役所を地域の拠点として、住民と一体となったまちづくりを推進する。

(2) 区役所・総合出張所・出張所の機能

ア 区役所の機能

平成24年4月1日政令指定都市への移行に伴い、市内を「中央区・東区・西区・南区・北区」の5つの区に分け、それぞれに区役所を設置した。区役所は、市民に身近な手続きや行政サービスを総合的に提供するとともに区域の魅力や特性を生かしたまちづくりの拠点としての役割を担う。

イ 総合出張所・出張所の機能

区役所の窓口機能を補完し、より身近なところで市民の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や福祉関係の業務を行うため、総合出張所及び出張所を設置し、住民の利便性の向上を図る。また、まちづくり交流室をコミュニティ活動の拠点として、地域自治の振興や地域のまちづくり活動を支援する。

課 (かい)	主な取扱業務
区民課	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、パスポート申請・交付、個人番号カード、公的個人認証サービス（電子証明書の発行）など
税務課	個人市民税・県民税の賦課、固定資産税・都市計画税の賦課、納税相談・窓口収納、市税に関する証明発行など
福祉課〔福祉事務所〕	介護保険、高齢者福祉、障がい者福祉、福祉相談など
保護課〔福祉事務所〕	生活保護法関係業務
保健子ども課〔福祉事務所〕	健康づくり、母子保健、成人保健、精神保健、歯科保健、栄養改善・食育推進、児童福祉、児童手当・児童扶養手当、児童虐待、保育園入所受付など
総務企画課	区の重要施策の立案および総合調整、コミュニティ交通、防災、広報、統計、文書管理、庁舎管理など
まちづくり推進課	地域コミュニティ活動支援、町内自治会、交通安全、防犯、環境、相談窓口、体育施設の使用許可など
農業振興課※1	地域農業の振興、農業施設の整備・維持管理、土地改良事業、農地及び農業用施設の災害復旧事業など
(地域整備室※2)	旧富合町、旧城南町、旧植木町町域内の市道などの整備に関すること
(植木中央土地区画整理事業所※3)	植木中央土地区画整理事業
選挙管理委員会事務局※4	選挙管理委員会の運営、選挙の執行に関することなど
農業委員会事務局分室※5	農地に関する相談・申請等の受付、農地に関する証明発行など

※1 中央区役所には設置なし。中央区における農業振興関係業務は東区農業振興課で行う。

※2 北区役所および南区役所に、旧植木町・旧富合町・旧城南町との新市基本計画に基づく道路の新設・改良・維持補修を担当する地域整備室を配置する。

※3 北区役所に植木中央土地区画整理事業を担当する事業所を配置する。

※4 当該業務は総務企画課で行う。

※5 中央区役所、東区役所には設置なし。

総合出張所、出張所	主な取扱業務
出張所（龍田・大江・東部・南部・秋津）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務
総合出張所（北部・清水・河内（芳野分室含む）・花園・託麻・鮑田・天明・幸田・城南）	戸籍・住民登録、印鑑登録、諸証明書発行、まちづくり支援業務、国民健康保険・国民年金の一部事務、さくらカード発行など高齢者・障がい者福祉に関する一部事務、子ども医療費の助成（ひまわりカード）に関する一部事務

ウ 建物概要及び職員数

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

区	所属	所在地	建設年月日	構造	敷地面積(㎡)	職員数(再任用数)		
			建設費(千円)		建物延面積(㎡)	区役所・出張所等	まちづくり交流室	公民館
中央区	中央区役所	中央区手取本町1番1号 (市庁舎1~3階の一部)	S56.9.30 —	—	— —	225 (23)	10 (2)	2
	大江出張所	中央区大江6丁目 1番85号	S63.7.11 486,435		R C造2階建	5,029.40 1,534.62	10 (0)	5 (2)
東区	東区役所	東区東本町16番30号	H24.1.31 1,804,453	SRC造3階建 一部S造	8,394.62 5,172.88	175 (8)	— (—)	—
	託麻 総合出張所	東区长嶺東7丁目 11番15号	S56.5.30 483,590	R C造2階建	6,248.20 2,010.00	15 (0)	5 (2)	1
	秋津出張所	東区秋津3丁目 15番1号	S60.8.10 521,448		R C造2階建	11,165.53 1,910.34	7 (0)	54 (1)
	東部出張所	東区錦ヶ丘1番1号	S52.7.4 311,552	R C造2階建 一部S造	8,008.30 2,030.14	10 (0)	6 (2)	1
西区	西区役所	西区小島2丁目7番1号	H14.3.29 1,857,437 H24.1.31増築 1,481,994	R C造2階建 R C造3階建 一部S造	14,970.66 7,501.86	120 (11)	5 (1)	1
	河内 総合出張所	西区河内町 船津2069番地5	S59.3.20 559,947	R C造 地下1階 地上4階建	2,009.66 2,766.50	11 (2)	6 (2)	1
	花園 総合出張所	西区花園5丁目8番3号	H2.8.27 591,608	R C造2階建	5,145.00 1,864.30	10 (1)	7 (2)	1
	芳野分室	西区河内町野出 1410番地	S58.3.18 149,786	S造2階建	6,717.00 761.02	4 (1)	(コミュニティセン ター業務を兼務)	
南区	南区役所	南区富合町清藤 405番地3	H7.3.6 1,317,243	R C造3階建	5,545.71 3,455.33	123 (6)	4 (1)	1
	飽田 総合出張所	南区会富町1333番地1	H8.3.15 1,840,000		R C造2階建	6,544.00 2,999.79	13 (4)	5 (2)
	天明 総合出張所	南区奥古閑町2035番地	H6.3.30 127,988	R C造2階建	7,426.00 720.00	10 (1)	4 (1)	1
	幸田 総合出張所	南区幸田2丁目4番1号	S57.6.2 492,240	R C造2階建	5,578.00 1,937.30	16 (1)	5 (2)	1
	城南 総合出張所	南城南町宮地1050番 地	S60.4.5 862,172	R C造3階建	29,083.40 3,465.02	20 (1)	6 (2)	1
	南部出張所	南区南高江6丁目 7番35号	S62.7.6 541,115	R C造2階建	8,284.61 1,917.27	6 (0)	4 (1)	1
北区	北区役所	北区植木町岩野 238番地1	H3.10.14 2,141,203	R C造3階建 一部4階建	22,754.75 5,988.30	145 (8)	8 (1)	1
	北部 総合出張所	北区鹿子木町66番地	H1.12.4 730,800	R C造2階建	8,034.92 4,509.42	15 (2)	5 (0)	1
	清水 総合出張所	北区清水亀井町 14番7号	S59.7.10 449,829	R C造2階建	8,363.26 1,793.38	13 (1)	5 (2)	1
	龍田出張所	北区龍田弓削1丁目 1番10号	S54.7.11 350,428	R C造2階建	5,380.00 1,803.26	13 (3)	5 (2)	1

※()の再任用の人数は、職員数の内数

エ 区役所（総合出張所等）所管ホール等の建物概要

区	所属	所在地	開設年月日	建設費 (千円)	構造	建物延面積 (㎡)
中央区	五福まちづくり交流センター	中央区細工町2丁目25番地	H3.4.15	2,816,050	RC造 地下1階 地上4階建	8,227.00
西区	芳野コミュニティセンター	西区河内町野出1410番地	S58.4.1	149,786	S造2階建	761.02
南区	天明ホール	南区奥古閑町2035番地	H3.6.15	841,897 (天明公民館含む)	S造2階建 一部3階建	1,331.00
	アスパル富合 (富合ホール)	南区富合町清藤400番地		H15.4.1	1,630,000 (富合公民館含む)	
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	南区城南町舞原394番地1	H9.4.27	1,408,764 (城南公民館、保健センター含む)	RC造一部 SRC造 地上2階建	5,156.67
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	北区植木町岩野238番地1	H5.10.1	2,069,503	RC造2階建 一部4階建	4,921.76

市民

オ ホール等の利用状況

(平成27年度実績)

区	所属	主要施設	件数	人数	利用料(千円)
中央区	五福まちづくり交流センター	センター会議室	879件	11,973人	390千円
		プール(一般開放)	—	7,367人	836千円
西区	芳野コミュニティセンター	多目的ホール(200名)	36件	3,159人	15千円
		1階和室、2階和室、料理室	149件	3,636人	5千円
南区	天明ホール	大ホール(401名)	251件	19,359人	2,414千円
	アスパル富合(富合ホール)	ホール(406名)	209件	26,175人	4,668千円
	火の君文化センター (火の君文化ホール)	ホール(594名)	142件	42,925人	6,513千円
		舞台のみ	111件	3,034人	465千円
リハーサル室	507件	9,890人	1,050千円		
北区	植木文化センター (植木文化ホール)	文化ホール(固定席601名、車椅子席4席)	148件	30,521人	4,244千円
		リハーサル室	220件	14,691人	1,027千円

(3) 区のまちづくり

中央区役所

【シンボルマーク】



熊本城と市電軌道敷のグリーンカーペットをモチーフに、周りに人の「輪」と「和」をあらわすリングを配し、全体に中央区の「中」の文字も意識してわかりやすいマークにした。

ア 概要

人口密度が最も高く都市機能集積が進んでいる市中央部のエリアで、区の中央には県内一の中心商店街が広がる一方、周辺地域には城下町風情も残っており、新旧の調和が保たれている。また、行政機関や企業の本店も多く、交通網の拠点として交通センターからは放射線状にバス網が張り巡らされている。

また、区内を白川と坪井川が縦断し、中心部の熊本城一帯や北部の立田山の豊かな緑、南東部の水前寺成趣園や江津湖等の湧水など自然にも恵まれている。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を“新たな出会いと未来創造の^{まち}都会 ～つながる、中央区。～”とし、その実現のために以下の4つのまちづくりの方向性に沿った取り組みを進める。

- 方向性1 “きらり”とひかる品格ただようまちをつくる
- 方向性2 “わくわく”があふれる活力と賑わいのあるまちをつくる
- 方向性3 “ほっと”できる安全で安心なまちをつくる
- 方向性4 “いきいき”と暮らせる健やかなまちをつくる

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、①参画と協働によるまちづくり②情報の共有と住民対話の推進を基本として次の体制で取り組む。

- (1) 中央区まちづくり懇話会 まちづくりに区民の意見を反映させるため区民で構成された組織
- (2) 中央区まちづくり推進委員会 行政の推進体制として中央区役所関係課で組織

また、熊本市中央区まちづくりビジョンに基づく区のまちづくりを推進するためのアイデアとして地域で抱えている課題の解決や地域の魅力向上に資する具体的な取組みを募集する「中央区まちづくり事業アイデア提案制度」を設け、提案いただいたアイデアや「中央区まちづくり懇話会」などの意見を基に、まちづくり事業を展開する。

エ まちづくり事業

平成28年度の中央区まちづくり事業

【参加意欲を高める情報の発信】

- ① 「みんなのまちづくり情報発信事業」 区の魅力を取上げた“中央区つながるマガジンまちのわ”の発行
- ② 「区だよりの制作・発行」 区内のまちづくり事業、地域の取組などを掲載。年2回発行

【住民や地域がにつながる機会の創出】

- ③ 「中央区お宝探検事業」 地域のお宝を散策しながら、世代間、校区間の交流を図る
- ④ 「井手の魅力再発見事業」 地域の歴史的遺産「大井手」をテーマとした学習会等の開催など

【担い手の育成と参画の支援】

- ⑤ 「食べて話して繋がろう中央区」 うまか体操やベロタッチを使って、命や食の大切さを啓発

【住民主体のまちづくりの支援】

- ⑥ 「中央区地域コミュニティづくり支援補助金」

校区や町内の様々な分野の地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けた取組を財政的に支援

- ⑦ 「水前寺賑わいづくり支援事業」 水前寺界限の活性化に向けた地域の取組を支援する
- ⑧ 「中央区ぼうさいキャラバン」 地域の防災意識を向上させるため、校区等と共催で防災イベントの実施

東区役所

【シンボルマーク】



東区の「ひ」の字を「区民」に見立てて、シンボル化したもので、「自然豊かな 笑顔あふれる 未来のまち 東区」を表現した。

【愛称】ひがっぴい

ア 概要

熊本市の東部に位置し、5つの区の中では最も人口が多い区である。

区域内には九州自動車道がほぼ南北に延びており、国道57号（通称東バイパス）や一般県道熊本空港線（通称国体道路）、主要地方道熊本益城大津線（通称第二空港線）、主要地方道熊本高森線（通称電車通り）等の主要幹線が走り、商業施設や医療機関、学校や福祉施設等も多く都会の姿を見せる一方で、北には託麻三山や運動公園、南には江津湖の自然が広がっており、都市の利便性と自然とが調和した住環境に優れた地域である。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を「自然豊かな 笑顔あふれる未来のまち 東区」とし、豊かな自然環境と快適でにぎわいのある住環境の中で、自然とふれあい、みんなの笑顔があふれ、活気に満ちた未来のあるまちをめざす。

そのためには、自然や地域の歴史・文化を大切にするとともに、人と人とのつながりや地域と地域の結びつきなど新たな絆を広げながら、みんなで支えあい、誰もが健康で安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

基本方針1 【人と人とのつながり世代を越えて語り合えるまち】

基本方針2 【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

基本方針3 【誰もがいきいきと暮らせるまち】

基本方針4 【美しい自然を守り育てふれあえるまち】

基本方針5 【暮らしやすく活気あふれるまち】

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進にあたっては、まちづくりの担い手たちがそれぞれの役割を認識し、推進体制を整えることが必要である。そこで、区民、地域団体、NPO等、事業者、学校、区役所等の連携のもと、それぞれが役割を明確にし、実効性のあるまちづくりの推進体制を構築する。

また、区の様々な分野の住民で構成し、区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について協議を行う「東区まちづくり懇話会」を設置し、参画と協働のまちづくりを進める。

エ まちづくり事業

平成28年度の東区まちづくり事業

【人と人とのつながり世代を越えて語り合えるまち】

・地域情報受発信充実事業 区だよりやホームページを活用して区や地域の情報を提供する。

・地域コミュニティづくり支援補助金 自治会等の課題解決やコミュニティの活性化を財政的に支援する。など

【誰もが安全で安心して過ごせるまち】

・地域防災合同訓練事業 地域防災意識の向上をはかる。など

【誰もがいきいきと暮らせるまち】

・高齢者がいきいきと暮らせる支援体制づくり 認知症啓発のための研修会及びフォローアップ研修を行う。

・東区健康まちづくり活性化経費 健康まちづくり推進員と協働で校区イベントに参加し、啓発を行う。など

【暮らしやすく活気あふれるまち】

・東区農業者ネットワークづくり推進経費 若手農業者の育成や地域農業の今後の取り組みを検討する。

【まちづくりビジョンの推進体制】

・まちづくり懇話会開催経費 など

西区役所

【シンボルマーク】



西区のイニシャル「N」をモチーフにし、燦々（さんさん）と輝く大地、西区を象徴する金峰山、有明海のさざ波と潮風、そしてみかんを組み合わせ、豊かな自然環境を表している。

ア 概要

西区は、熊本市の西側に位置し、河内みかんや芳野梨などの果樹栽培の盛んな金峰山、ノリやアサリ・ハマグリなどの養殖も盛んな有明海など豊かな自然に恵まれ、加えて、陸の玄関である熊本駅、海の玄関である熊本港も擁しており、人や物の交流拠点として重要な役割を担っている。

また、国指定史跡である「池辺寺跡」や「千金甲古墳」のほか、宮本武蔵が五輪書を執筆した霊巖洞、加藤清正の菩提寺である本妙寺など名所・旧跡も数多く存在し、西区は「自然」「食」「賑わい」「歴史」に恵まれた地域となっている。

イ まちづくりの方向性

まちづくりを進めるうえで、西区では区民をはじめ恵まれた自然や伝統・文化・農水産物などを西区の魅力を形作る貴重な財産と捉え、この一つひとつの財産に「磨き」をかけることでそれぞれが輝く「華」にしたいという思いを込めて、めざす区の姿を「金峰望む 華のあるまち西区」とした。これらの貴重な財産を活かしながら心豊かにいつまでも健康で暮らせるまちとなるよう「安全安心のまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「楽しさあふれるまちづくり」「農水産物を生かしたまちづくり」の4項目を重点的な取り組みとして掲げ、区民の皆さんと協働でまちづくりに取り組んでいく。

ウ まちづくりの推進体制

まちづくりの推進体制として、まずは「市民協働」を推進するため、まちづくりの取り組みについて区民の皆さんと合意形成を図る場として、区民が参画する「西区まちづくり懇話会」を設置している。また、区役所の推進体制として、西区役所の全課長等で構成される「西区まちづくり推進会議」において、まちづくり事業の検討や推進、他局や関係機関との連絡調整等を行っている。このような体制のもと、区のめざす姿の実現に向け、まちづくり推進のための予算をソフト事業に活用するとともに、ハード事業については本庁関係各局との連携を図っていく。

エ まちづくり事業

西区においては、まちづくり人材の育成やまちづくりへの支援事業及び区のめざす姿の実現に向けた重点的取り組みの推進のための事業を展開しているところであり、平成28年度まちづくり予算に基づく主な事業は次のとおり。

- (1) まちづくり支援事業・・・西区だより作成、西区地域コミュニティづくり支援補助事業、西区活性化支援事業、宝マップ作成など
- (2) 重点的取り組み事業・・・【安心安全のまちづくり】防災意識啓発事業、【楽しさあふれるまちづくり】西区フェスタ・スポーツ大会開催、四季をとおして花のあるまちづくり事業、上熊本周辺エリア魅力発信事業、金峰山系エリア魅力発信事業、(新規) 漱石記念年事業など
- (3) まちづくり推進体制・・・西区まちづくり懇話会開催

南区役所

【シンボルマーク】



「m i n a m i」という文字と山や川、有明海に沈む夕日などの自然豊かな南区の魅力をこのマークの中に表現した。

ア 概要

南区は、加勢川、緑川など一級河川が東西を貫流し、雁回公園や塚原古墳公園などの拠点的な公園緑地を有する、自然豊かな地域であり、区域の半分を占める農地では、ナスやトマト、メロン、きゅうり、花きなどの栽培が盛んに行われている。

一方で、城南・富合工業団地、県内の流通の拠点である流通業務団地、JR熊本総合車両所などがあり、熊本の製造業、運輸業の中核を支える地域でもある。

イ まちづくりの方向性

めざす区の姿を ～みんなでつなぎ、みがき、ひろげる～ “いきいき暮らしのまち 南区 ” とし、その実現のために以下の6つの基本目標を掲げ、区の魅力・特性を活かしたまちづくりの取り組みを進める。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 基本目標 1 農と漁業を誇れるまち | 基本目標 2 歴史・文化を育むまち |
| 基本目標 3 自然と共生した住みやすいまち | 基本目標 4 みんなが健康で元気なまち |
| 基本目標 5 地域ぐるみで子どもを育てるまち | 基本目標 6 安全・安心なまち |

ウ まちづくりの推進体制

南区まちづくりビジョンの実現に向け、次のような推進体制により、区民、地域団体等と行政とが連携して、協働のまちづくりに取り組む。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 市民協働の推進体制 | 南区の特性を活かしたまちづくりに関する事項を協議するため、南区内の各分野で活動される方々などによる「南区まちづくり懇話会」を設置する。 |
| (2) 行政の推進体制 | 行政と区民との協働のまちづくりを進めるため、「南区まちづくり推進本部」を設置する。 |
| (3) まちづくりの担い手の育成 | 行政と地域団体等が連携し、まちづくりの担い手の育成支援等を行う。 |

エ まちづくり事業

『情報発信の充実』『人材育成の充実』『テーマに応じたまちづくりの推進』『エリア特性を活かしたまちづくりの推進』の4本を事業の柱とし、ビジョンに掲げる行動指針「知る」「集まる」「始める」「伝える」のサイクルによる“区民協働のまちづくり”の更なる展開を図る。

- ①「南区を知ろう」情報発信事業の充実
PRグッズの作成、南区だよりの発行 など
- ②まちづくりを担う人材育成の充実
「防災まちづくりリーダー育成研修会」の開催 など
- ③テーマに応じた区のまちづくり事業の推進
「南区 “いきいき” フェスタ2016」の開催、南区ウォーキングキャンペーン事業、など
- ④地域（エリア）の特性を活かしたまちづくり事業の推進
地域コミュニティづくり支援補助金の交付 など

今後、様々な機会を捉え区民意見を集約しつつ、南区のまちづくり推進事業の評価検証を行いながら、「南区まちづくり懇話会」等において、まちづくりビジョンに掲げる、“めざす区の姿”と6つの基本目標達成のための取り組みを区民参画と協働のもと推進していく。

北区役所

【シンボルマーク】



「北」の文字をデザイン的にし、下には笑顔を入れ、楽しいまち北区をイメージし、ず〜っと住みたいまち北区を表現しています。

ア 概要

北区は市の北部に位置し、三方を山鹿市、菊池市、合志市、菊陽町、玉東町に接する、最も面積が広い区である。区内には、都市近郊の住宅地とともに、水田やスイカなどの農産物の生産が盛んな畑作地帯が広がっている。さらに、田原坂公園や武蔵塚公園などの史跡、八景水谷、立田山、梶尾温泉・植木温泉など豊かな自然や地域資源に恵まれた地域である。一方で、九州自動車道植木インターチェンジを有し、国道3号熊本北バイパスや国道3号植木バイパス、熊本西環状線など新たな幹線道路の整備も進められており、交通の要衝の機能も有している。

イ まちづくりの方向性

北区には、多様な歴史や豊かな自然環境、住民同士のつながり、そして個性あるまちづくり活動の実績がある。こうした背景をもとに、めざす区の姿を「ず〜っと住みたい“わがまち北区”～歴史・自然・文化・人がつながり個性輝くまちをめざします～」とし、それを推進するための基本方針として1.健康と暮らしの安全・安心の向上、2.住みやすい住環境の整備、3.まちの賑わいと産業の振興、4.地域資源の継承と活用、5.住民自治と協働の推進の5つを掲げた。

今後はこれら、まちづくりビジョンに掲げる5つのまちづくり基本方針のもと、様々なまちづくり活動に区民と行政が協働して取り組む。

ウ まちづくりの推進体制

小学校区や地域のまちづくり活動を活かしながら、北区全体としての一体感のあるまちづくりを進めるとともに、隣接自治体との連携した取り組みを進める。

さらに、地域間の連携を深めながら、住民ニーズの把握に努めるとともに、ビジョンに基づく、区の特性を活かしたまちづくりについて協議を行う北区まちづくり懇話会を設置し、行政と区民が協働してまちづくりの推進を図る。

また、行政の推進体制として、北区役所関係課で組織する北区まちづくり検討委員会を設置し、まちづくり懇話会と連携しながら、様々な活動に取り組む。

なお、まちづくり支援強化に向け、今年度、北部まちづくり交流室に「地域担当職員」が新たに配置された。

エ まちづくり事業

平成28年度まちづくり推進事業は、

- ・地域全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、子どもを中心に交流を深め賑わいを創出する、第2回「北区子どもまつり」を開催。
- ・「北区幸せ絵巻活用事業」では、「食」「史跡・文化」「自然・風景」など北区の魅力を掲載した、まち歩きマップ（平成26年度から作成）を活用し、まち歩き等を実施。
- ・北区で盛んな農業や地域の魅力を知ってもらうため、農作物の収穫等を親子で体験してもらう「グリーンツーリズム in 北区」等を実施。
- ・新規事業として、区内の大学と連携し世代間交流やネットワーク作りに繋げる「ぶらりきたくなる大学」を実施。

(4) 住居表示 (地域政策課)

ア 住居表示整備事業

住居表示に関する法律に基づき、複雑な市街地において合理的方法により誰にでもわかりやすい町を形成し、市民生活の利便性の向上を図ることはもとより、近年活発となっている物流の効率化、消防など緊急行政活動の効率化の一助として公共福祉の増進を図ることを目的として事業を実施している。

昭和40年度を第1次として市の中心市街地から街区方式で事業を開始し、年次計画に基づくなど、計画的な実施に努めている。

(平28. 3. 31現在)

種別 区分	整備区域	面積(K㎡)	対象件数(件)	実施期日
1次	東子飼町 西子飼町 井川淵町 北千反畑町 南千反畑町 南坪井町 草葉町 上林町 城東町 上通町 水道町 手取本町 安政町 中央街 花畑町 下通一丁目 下通二丁目 新市街 桜町 辛島町 紺屋今町	1.28	6,600	昭40. 4. 1
2次	妙徳寺町 坪井一丁目～坪井三丁目 本丸 千葉城町 二の丸 宮内 古城町 古京町 新町一丁目～新町四丁目	1.61	4,700	40. 11. 1
3次	新屋敷一丁目～新屋敷三丁目 大江一丁目～大江六丁目	1.62	4,700	41. 7. 1
4次	新大江一丁目 新大江二丁目 大江二丁目 (追加) 大江本町 白山一丁目～白山三丁目 岡田町 菅原町 九品寺一丁目～九品寺六丁目 本荘二丁目～本荘四丁目 南熊本一丁目～南熊本三丁目	1.97	8,800	42. 7. 1
5次	本荘五丁目 本荘六丁目 南熊本四丁目 南熊本五丁目 二本木一丁目～二本木五丁目 春日一丁目 春日二丁目 田崎本町	1.21	6,800	43. 11. 1
6次	迎町一丁目 迎町二丁目 弥生町 琴平一丁目 琴平二丁目 琴平本町 南熊本五丁目 (追加) 内坪井町 壺川一丁目 壺川二丁目 京町一丁目 京町二丁目 京町本丁 上熊本一丁目 上熊本二丁目 段山本町 春日三丁目～春日五丁目	2.33	8,100	44. 8. 1
7次	水前寺一丁目～水前寺六丁目 水前寺公園 神水一丁目 上京塚町 京塚本町 九品寺一丁目 (追加) 本荘一丁目	2.53	9,000	45. 10. 1
8次	坪井四丁目～坪井六丁目 薬園町 子飼本町 室園町 黒髪一丁目～黒髪八丁目 上水前寺一丁目 上水前寺二丁目	2.84	10,600	47. 4. 1
9次 (前期)	国府一丁目～国府四丁目 国府本町 出水一丁目～出水八丁目 江津一丁目 江津二丁目 八王寺町 萩原町	2.36	7,700	47. 12. 1
9次 (後期)	神水本町 湖東一丁目～湖東三丁目 新生一丁目 新生二丁目 水源一丁目 水源二丁目 柴町 南町 広木町 若葉一丁目～若葉六丁目	2.67	8,900	48. 8. 1
10次	津浦町 出町 稗田町 池田一丁目～池田四丁目 池亀町 花園一丁目～花園七丁目 上熊本三丁目 島崎一丁目～島崎七丁目 戸坂町	7.53	14,900	49. 10. 1
11次	新大江三丁目 神水二丁目 尾ノ上一丁目 尾ノ上二丁目 錦ヶ丘 健軍一丁目 健軍二丁目 健軍四丁目 健軍五丁目 清水本町 清水東町 清水亀井町 八景水谷一丁目 八景水谷二丁目	3.87	10,700	50. 10. 1
12次	帯山一丁目～帯山五丁目 保田窪一丁目 保田窪二丁目	1.21	4,700	51. 10. 1
13次	渡鹿一丁目～渡鹿七丁目 大江一丁目 (追加)	0.97	4,200	52. 10. 1
14次	田崎一丁目～田崎三丁目 八島一丁目 八島二丁目 健軍本町 健軍三丁目 本荘五丁目 (追加)	1.15	2,900	53. 10. 1
15次	横手一丁目～横手五丁目	0.90	2,500	54. 10. 1
16次	大江二丁目 (追加)	0.08	700	55. 10. 1
17次	帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加)	0.17	700	56. 10. 1
18次	帯山五丁目 (追加)	0.07	300	57. 10. 1

市民

19次	出水四丁目 出水八丁目 江津二丁目 (追加) 八景水谷三丁目	0.59	1,500	58.10.1
20次	本山一丁目～本山四丁目	0.40	1,400	59.10.1
21次	出水六丁目 春日四丁目 (追加) 春日五丁目 (追加) 春日六丁目～春日八丁目	1.01	2,500	62.10.1
22次	打越町 高平一丁目～高平三丁目	1.43	2,300	63.10.11
23次	東野一丁目～東野四丁目 秋津一丁目～秋津三丁目 沼山津一丁目～沼山津四丁目	1.70	3,600	平元.11.27
24次	秋津新町 東本町 昭和町 花立一丁目～花立六丁目 桜木一丁目～桜木六丁目 十禅寺一丁目～十禅寺三丁目 平田一丁目 平田二丁目 平成一丁目～平成三丁目 江越一丁目 江越二丁目 馬渡一丁目 馬渡二丁目 田迎一丁目 田迎二丁目 出仲間一丁目 萩原町	3.66	6,300	平3.2.25
25次	東町一丁目～東町四丁目 東本町 山ノ神一丁目 山ノ神二丁目 榎町 佐土原一丁目 佐土原三丁目	2.60	6,000	4.2.10
	渡鹿八丁目 渡鹿九丁目 保田窪本町 保田窪四丁目 保田窪五丁目 新南部一丁目～新南部六丁目 下南部一丁目～下南部三丁目 西原一丁目 西原二丁目 御領一丁目 八反田一丁目 八反田二丁目	3.06	8,600	4.2.24
26次	楠一丁目～楠八丁目 武蔵ヶ丘一丁目～武蔵ヶ丘九丁目 尾ノ上三丁目 尾ノ上四丁目 月出一丁目 月出二丁目 三郎一丁目 三郎二丁目 西原三丁目 東京塚町 新外一丁目	2.93	10,800	5.2.22
27次	清水万石一丁目～清水万石五丁目 乗越ヶ丘 室園町 花園六丁目 (追加) 保田窪三丁目 帯山四丁目 (追加) 帯山五丁目 (追加) 帯山六丁目 帯山七丁目	1.12	2,700	6.2.28
28次	八幡一丁目～八幡十一丁目 川尻一丁目～川尻六丁目 元三町一丁目～元三町五丁目 野田一丁目～野田三丁目 月出三丁目～月出七丁目 新外二丁目～新外四丁目 小峯一丁目～小峯四丁目 山ノ内一丁目～山ノ内四丁目 尾ノ上四丁目 (追加)	4.63	7,800	7.2.27
29次	大窪一丁目～大窪五丁目 山室一丁目～山室六丁目 田迎三丁目～田迎六丁目 八王寺町 出水七丁目 出仲間二丁目～出仲間九丁目 幸田一丁目 幸田二丁目 蓮台寺一丁目～蓮台寺五丁目 野中一丁目～野中三丁目 新土河原一丁目 新土河原二丁目	4.30	6,800	8.3.4
30次	御領二丁目～御領七丁目 長嶺西一丁目～長嶺西三丁目 長嶺東一丁目～長嶺東八丁目 長嶺南一丁目～長嶺南八丁目 八反田三丁目 月出八丁目 帯山八丁目 帯山九丁目	5.40	7,500	9.2.24
31次	近見一丁目～近見九丁目 日吉一丁目 日吉二丁目 南高江一丁目～南高江七丁目 飛田一丁目～飛田四丁目 大窪二丁目 八景水谷四丁目	4.63	6,300	10.2.23
32次	龍田陳内一丁目～龍田陳内四丁目 龍田二丁目～龍田六丁目 龍田八丁目 龍田九丁目 楡木一丁目～楡木三丁目 麻生田一丁目 麻生田二丁目 兎谷一丁目～兎谷三丁目 上南部一丁目～上南部四丁目 御領八丁目	6.60	6,700	11.2.22
33次	田井島一丁目～田井島三丁目 良町一丁目～良町五丁目 御幸笛田一丁目～御幸笛田八丁目 御幸木部一丁目～御幸木部三丁目 御幸西一丁目～御幸西四丁目 元三町五丁目 (追加) 坪井六丁目 龍田一丁目 龍田七丁目 龍田弓削一丁目 龍田弓削二丁目	5.74	8,200	12.2.28
34次	近見一丁目 (追加) 近見二丁目 (追加) 上ノ郷一丁目 上ノ郷二丁目 薄場一丁目～薄場三丁目 島町一丁目～島町五丁目 野口一丁目～野口四丁目 刈草一丁目～刈草三丁目 荒尾一丁目～荒尾三丁目 鳶町一丁目 鳶町二丁目 合志一丁目～合志四丁目 白藤一丁目～白藤五丁目	3.68	6,000	13.2.26
35次	清水新地一丁目～清水新地七丁目 麻生田一丁目 (追加) 麻生田三丁目～麻生田五丁目 楡木四丁目～楡木六丁目 八景水谷三丁目 (追加) 楠五丁目 (追加) 八王寺町 (追加) 江津一丁目 (追加) 江津二丁目 (追加) 出水七丁目 (追加) 出水八丁目 (追加)	1.80	7,200	14.2.25
36次	戸島西一丁目～戸島西七丁目 戸島本町 戸島一丁目～戸島七丁目	4.58	4,700	15.2.24
37次	小山一丁目～小山七丁目 長嶺東九丁目 中江町 神園一丁目～神園二丁目 石原一丁目～石原三丁目	3.74	3,600	16.2.23
38次	江津三丁目 江津四丁目 下江津一丁目～下江津八丁目 画図東一丁目 画図東二丁目	1.05	1,600	17.2.28
39次	上代一丁目～上代十丁目 上高橋一丁目 上高橋二丁目 高橋町一丁目 高橋町二丁目 城山大塘一丁目～城山大塘七丁目	3.93	3,750	18.2.27

40次	城山下代一丁目～城山下代五丁目 上代十丁目 (追加) 城山半田一丁目～城山半田四丁目 城山大塘一丁目 (追加) 城山薬師一丁目 城山薬師二丁目 島町三丁目 (追加) 清水岩倉一丁目～清水岩倉三丁目 山ノ内一丁目 (追加)	2.44	2,500	19.2.26
41次	小島一丁目～小島九丁目 江津三丁目～江津四丁目 (追加) 下江津一丁目～下江津二丁目 (追加)	2.56	1,350	20.2.18
42次	徳王一丁目～徳王二丁目 池田三丁目 (追加)	0.47	900	21.2.23
43次	鶴羽田一丁目～鶴羽田五丁目 飛田四丁目 (追加)	0.93	1,600	22.2.22
44次	下硯川一丁目～下硯川二丁目	0.51	675	23.2.28
45-1次	松尾一丁目～松尾二丁目 (町名のみ変更：中松尾町、上松尾町、西松尾町)	0.42	800	26.10.27
45-2次	松尾一丁目 (追加)	0.02	20	27.3.12

(5) 戸籍・住民(各区民課、各総合出張所、各出張所、分室)

戸籍届・戸籍関係証明などの戸籍法に基づく人の親族的身分関係の登録や公証、住民異動届・住民票関係証明などの住民基本台帳法に基づく住民の居住関係の登録や公証のほか、印鑑登録事務・印鑑登録証明並びに埋火葬許可の発行等事務を行っている。

ア 各種人口登録表

区分		年度	23	24	25					
					合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	341,073	342,503	343,014	79,581	90,428	43,318	60,077	69,610
		女	383,932	385,242	385,584	93,504	99,749	49,457	66,678	76,196
		合計	725,005	727,745	728,598	173,085	190,177	92,775	126,755	145,806
	世帯数		320,165	320,877	323,964	88,264	82,372	41,403	50,724	61,201
	人口 (外国人)	-	-	1,733	1,874	969	360	237	114	194
		-	-	2,337	2,405	1,192	451	251	209	302
		-	-	4,070	4,279	2,161	811	488	323	496
	世帯数(外国人)		-	1,969	2,092	1,190	325	236	141	200
外国人登録※		4,184	-	-	-	-	-	-	-	
戸籍	本籍数	279,650	281,119	282,298	82,370	53,165	51,356	45,769	49,638	
	本籍人口数	689,385	690,815	691,833	191,469	137,234	130,547	109,701	122,882	

区分		年度	26					
			合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	345,137	80,659	90,845	43,427	60,778	69,428
		女	388,379	94,935	100,207	49,500	67,458	76,279
		合計	733,516	175,594	191,052	92,927	128,236	145,707
	世帯数		328,961	90,307	83,337	41,871	51,755	61,691
	人口 (外国人)	男	1,939	955	370	242	134	238
		女	2,416	1,212	421	261	210	312
		合計	4,355	2,167	791	503	344	550
	世帯数(外国人)		2,201	1,239	313	237	157	255
外国人登録※		-	-	-	-	-	-	
戸籍	本籍数	283,194	82,275	53,849	45,585	49,835	51,650	
	本籍人口数	692,798	190,889	138,698	108,991	123,032	131,188	

市民

区分		年度	27					
			合計	中央区	東区	西区	南区	北区
住民登録	人口	男	343,077	79,986	90,441	43,010	60,985	68,655
		女	386,053	93,878	99,846	49,046	67,801	75,482
		合計	729,130	173,864	190,287	92,056	128,786	144,137
	世帯数		330,101	90,062	83,850	41,879	52,512	61,798
	人口 (外国人)	男	1,998	980	371	273	140	234
		女	2,510	1,244	429	278	227	332
		合計	4,508	2,224	800	551	367	566
	世帯数(外国人)		2,335	1,271	330	283	180	271
外国人登録※			-	-	-	-	-	-
戸籍	本籍数		284,510	82,328	54,519	45,486	50,146	52,031
	本籍人口数		694,268	190,633	140,112	108,420	123,478	131,625

※H24以降は住民登録へ移行

イ 各種証明取扱件数

区分		年度	23	24	25				
					合計	中央区	東区	西区	南区
戸籍関係	有料	189,549	188,565	185,166	82,860	32,042	18,066	24,687	27,511
	無料	67,272	69,171	66,596	50,547	6,632	2,769	2,128	4,520
	合計	256,821	257,736	251,762	133,407	38,674	20,835	26,815	32,031
住民票関係	有料	371,304	374,519	417,439	142,459	103,132	47,528	60,703	63,617
	無料	33,863	40,884	36,099	30,364	1,605	1,852	647	1,631
	合計	405,167	415,403	453,538	172,823	104,737	49,380	61,350	65,248
印鑑証明	有料	278,151	279,859	300,101	69,280	79,287	39,501	55,430	56,603
	無料	1,113	1,673	1,520	272	352	166	270	460
	合計	279,264	281,532	301,621	69,552	79,639	39,667	55,700	57,063
合計	有料	839,004	842,943	902,706	294,599	214,461	105,095	140,820	147,731
	無料	102,248	111,728	104,215	81,183	8,589	4,787	3,045	6,611
	合計	941,252	954,671	1,006,921	375,782	223,050	109,882	143,865	154,342

区分		年度		26			
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	181,978	80,557	31,572	17,785	25,208	26,856
	無料	67,696	52,587	5,783	2,424	2,936	3,966
	合計	249,674	133,144	37,355	20,209	28,144	30,822
住民票関係	有料	379,349	130,652	93,630	43,405	54,665	56,997
	無料	40,587	31,649	2,010	3,729	1,910	1,289
	合計	419,936	162,301	95,640	47,134	56,575	58,286
印鑑証明	有料	283,996	64,532	78,927	37,117	51,761	51,609
	無料	1,347	283	301	214	214	335
	合計	285,343	64,815	79,228	37,331	51,975	51,944
合計	有料	845,323	275,741	204,129	98,307	131,634	135,462
	無料	109,630	84,519	8,094	6,367	5,060	5,590
	合計	954,953	360,260	212,223	104,674	136,694	141,052

区分		年度		27			
		合計	中央区	東区	西区	南区	北区
戸籍関係	有料	191,202	82,958	32,787	20,474	26,158	28,825
	無料	73,816	59,377	5,711	2,629	2,434	3,665
	合計	265,018	142,335	38,498	23,103	28,592	32,490
住民票関係	有料	379,953	127,806	94,366	45,984	55,503	56,294
	無料	31,708	25,570	2,010	2,430	724	974
	合計	411,661	153,376	96,376	48,414	56,227	57,268
印鑑証明	有料	255,522	55,943	70,520	35,549	47,405	46,105
	無料	820	156	232	165	95	172
	合計	256,342	56,099	70,752	35,714	47,500	46,277
合計	有料	826,677	266,707	197,673	102,007	129,066	131,224
	無料	106,344	85,103	7,953	5,224	3,253	4,811
	合計	933,021	351,810	205,626	107,231	132,319	136,035

市民

2 広 聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、「市民の声データベースシステム」等により、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア ドンドン語ろう！in〇〇区

市民参加による市政を実現するため、市長が各区に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

（平成27年度）

区	日時	開催場所	参加者数	発言者数	意見用紙提出者数
中 央 区	8月3日	中 央 公 民 館	58	9	16
	10月19日	ウエルパルクまもと	50	17	17
東 区	8月10日	託 麻 公 民 館	99	14	10
	11月4日	東 部 公 民 館	57	15	10
西 区	8月21日	西 部 公 民 館	50	13	13
	10月22日	花 園 公 民 館	52	14	10
南 区	8月18日	南 部 公 民 館	53	12	21
	11月6日	城 南 総 合 出 張 所	37	14	8
北 区	8月27日	植 木 文 化 セ ン タ ー	67	15	18
	11月11日	龍 田 公 民 館	44	14	3

イ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称：熊本市コールセンター「ひごまるコール」

運用実績 【年中無休（朝8時～夜9時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】

区 分		年 度	23	24	25	26	27
利用実績	問 合 せ 等 件 数		35,248	33,191	33,953	44,110	52,841
	問 合 せ 件 数		29,682	29,849	30,296	38,541	42,033
	申 込 受 付 件 数		5,566	3,342	3,657	5,569	10,808
	ア ン ケ ー ト 等 受 付 数		5,269	5,552	6,029	7,272	6,560
	総 利 用 実 績 数		40,517	38,743	39,982	51,382	59,401
チャネル別	電 話 件 数		34,032	32,419	33,176	43,407	52,020
	F A X 件 数		788	460	374	240	450
	E - M a i l 件 数		143	116	149	139	124
	質 問 箱 件 数		285	196	254	324	247
	ア ン ケ ー ト シ ス テ ム		5,269	5,552	6,029	7,272	6,560
回答率	1 次 回 答 数		31,536	30,043	28,980	37,853	45,386
	1 次 回 答 対 象 件 数		32,102	30,435	29,371	38,238	45,706
	回 答 率 (%)		98.24	98.71	98.67	98.99	99.30

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成27年度)

	問 合 せ 内 容	問合せ数	担当課
1	江津湖花火大会の雨天対応を教えてください	3,143	にぎわい推進室
2	【健診】高齢者健診の受診券の申込	2,568	国保年金課
3	【相談予約】特別相談の予約受付	2,526	広聴課
4	【イベント申込】【集団検診】9月城南集団検診の申込	1,807	健康づくり推進課
5	【イベント申込】【集団検診】7月植木集団検診の申込	1,430	健康づくり推進課
6	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要およびスケジュール	1,053	社会保障・税番号制度推進室
7	休日在宅当番医・休日当番薬局を教えてください。	989	医療政策課
8	江津湖花火大会について教えてください	830	にぎわい推進室
9	【健診】特定健診の受診券の申込	812	国保年金課
10	〇〇課をお願いします。	732	

※問合せ数上位10件を掲載

FAQアクセス数

F A Q 件 名	アクセス数
介護保険の第1号被保険者と第2号被保険者とはどう違うのですか？	67,597
江津湖花火大会について教えてください。	55,180
家庭ごみの分別方法を知りたい。	24,702
阿蘇くまもと空港から熊本駅まではどのくらいで行けますか？	20,254
ごみ処理施設の受付時間・ごみ処理手数料について知りたい。	18,971
市内の幼稚園、小・中・高等学校の卒業式と入学式の日程が知りたい。	16,745
市県民税（所得・課税）証明書を発行してもらいたいのですが。	16,319
戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？	15,398
台風時のごみ収集の有無について知りたい	13,911
消防車や救急車の値段は、いくらぐらいするんですか？	13,865

※アクセス数上位10件を掲載

ウ 市長への手紙

市政への提案や要望、本市の将来像などについて、手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	23	24	25	26	27
件数（件）	327	285	248	268	267

エ わたしの提言

市政への提案や要望等をインターネット、FAX通信を活用し提言してもらい、市の考え方を回答する。

年 度	23	24	25	26	27
件数（件）	2,182	815	498	557	747

オ 市政アンケート調査

無作為に抽出した5,000人の市民に対して、市民生活の重要な課題への対応や施策の立案などのアンケート調査を実施し、市政運営の参考とする。

年度	区分	項目名	回答率 (%)
	27	1回目	① 「住みたいまち・暮らしやすいまち」について ② 自転車安全で快適に走りやすい走行空間（自転車走行空間） ③ お住まいの住宅の耐震対策について ④ 「国民健康保険」について
2回目		① 「区役所の機能」と「区のまちづくり」について ② 熊本市における公共施設のあり方について ③ 「在宅医療・介護のサービス提供および患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療の実現」について ④ 里親制度について	36.9

市民

カ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
26	熊本市人権教育・啓発基本計画中間見直し（素案）	8件（2人）
	熊本市学校規模適正化基本方針（素案）	2件（1人）
	桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画（素案）	58件（22人）
	江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例（素案）	420件（167人）
	熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（素案）	2件（1人）
	熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（素案）	1件（1人）
	（仮称）熊本市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）	9件（2人）
	（仮称）熊本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）	3件（3人）
	（仮称）熊本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（素案）	8件（3人）
	（仮称）熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）	6件（2人）
	熊本市自治基本条例の一部を改正する条例（素案）	96件（29人）
	熊本市東アジア戦略中間見直し（素案）	3件（1人）
	熊本市住生活基本計画（素案）	0件（0人）
	熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（素案）	6件（5人）
	くまもとはつらつプラン（平成27年度～平成29年度熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（素案）	13件（2人）
	熊本市子ども輝き未来プラン（素案）	12件（2人）
	熊本市低炭素都市づくり戦略計画改定版（素案）	0件（0人）
	第3次熊本市地域福祉計画・熊本市地域福祉活動計画（素案）	0件（0人）
	熊本市障がい者プラン中間見直し（素案）	6件（2人）
	熊本市障がい福祉計画（第4期）（素案）	2件（2人）
区役所等の在り方に関する基本方針（素案）	4件（2人）	
第3次熊本市硝酸性窒素削減計画（素案）	5件（1人）	
27	住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	個人住民税に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	国民年金に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（素案）	0件（0人）
	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（素案）	0件（0人）
	熊本市個人情報保護条例の一部改正の考え方（素案）	0件（0人）
	熊本市立地適正化計画（素案）	13件（7人）
	熊本市総合計画（素案）	108件（22人）
	熊本市教育大綱（素案）	4件（1人）
	熊本市生物多様性地域戦略（仮称）素案	34件（5人）
	障がい者に対する合理的配慮に関する指針（素案）	1件（1人）

年度	案 件 名	意見募集結果
27	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の考え方	0件（0人）
	長期未整備都市計画公園見直しガイドライン（素案）	13件（9人）
	熊本地域公共交通網形成計画（素案）	16件（7人）
	熊本市人口ビジョン（素案）	0件（0人）
	熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略（素案）	58件（4人）

（２）相談業務

市民の法律相談や税務相談等の特別相談業務を実施している。

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				23	24	25	26	27
法律相談	月・水・金 13：00～16：00	弁 護 士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,190	1,194	999	1,012	994
税務相談	第1・3月 13：00～16：00	税 理 士	所得税・相続税贈与税など	159	146	158	199	204
相続・登記相談	木 13：00～16：00	司 法 書 士	相続・土地・建物登記など	420	436	598	729	619
民事介入暴力相談	月 9：00～12：00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	21	22	16	15	6

市民

（３）庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への各窓口の案内や誘導及び高齢者や障がい者等のサポートを行う総合案内を設置している。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

3 社会保障・税番号制度推進（地域政策課 社会保障・税番号制度推進室）

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤(インフラ)であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。

本市では、国策として導入されるこの制度に対し、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時における要援護者リストの活用、事務・手続の簡素化や負担軽減、医療・介護等のサービスの質の向上等を目指し効率的・効果的な施策を展開する。

(1) 推進体制

ア 熊本市番号制度推進本部

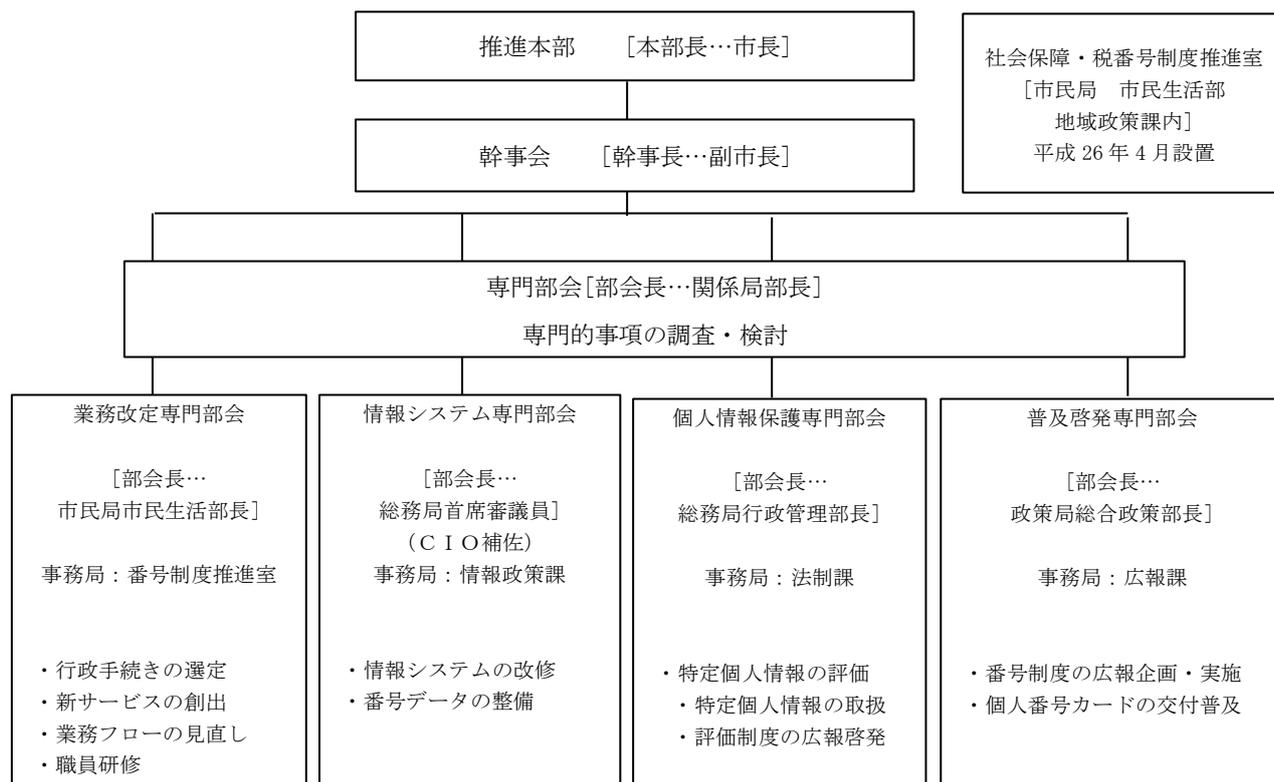
平成 25 年 5 月 24 日、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号、以下「番号法」という。)」の成立を受け、本市においても円滑な制度の導入を推進するため、平成 25 年 7 月 9 日、熊本市番号制度推進本部を設置した。

イ 社会保障・税番号制度推進室

熊本市番号制度推進本部及び同幹事会や下部組織である各専門部会を運営するため、業務改定・情報システム・個人情報保護・普及啓発の部門の総合的企画及び調整を行う組織として、平成 26 年 4 月に設置した。

【推進本部体制図】

平成 28 年 4 月 1 日現在



(2) 推進へ向けての取組み

ア 番号制度を適用する行政手続きの選定

社会保障・地方税・防災に関する事務であり番号法で定める 38 事務を選定した。

マイナンバー事務	住民基本台帳
社会保障関係事務	国民年金、介護保険、国民健康保険、後期高齢者保険、児童手当、予防接種、生活保護・その他の福祉関連給付事務
税関係事務	個人住民税、固定資産税、軽自動車税
災害対策事務	被災者台帳

イ 番号制度の導入に係る条例等の整備

本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関して条例の整備が必要。

制定内容	番号法第9条第2項及び第19条第9号に規定に基づき、以下の取扱いを規定する。 (1)本市内部での個人番号の利用範囲（第9条第2項） (2)本市内部の他機関間の特定個人情報の提供（第19条第9号） (3)その他の手続きについては、各利用事務に関する規則で定める。
施行日	平成28年1月1日

ウ 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、番号法第27条（特定個人情報保護評価）の規定により実施するもので、特定個人情報ファイルを保有しようとする実施機関（※本市においては、市長部局及び教育委員会）が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することやその他特定個人情報を適切に管理するために実施するもの。（略称：PIA：Privacy Impact Assessment）

熊本市特定個人情報保護評価の実施マニュアル	平成27年3月策定
特定個人情報保護評価書の作成	全ての事務で素案作成済
評価書の公表（全項目評価書） ※全項目評価は、対象者数300,000人以上の事務	平成27年7月～9月（住民基本台帳事務、個人住民税事務、国民年金事務、介護保険事務）

※特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

市民

エ マイナンバーセンターの開設

カード交付が市中心部の窓口に集中する傾向がある本市の特徴を鑑み、拠点となる

「マイナンバーセンター」を平成28年2月8日に本庁舎（中央区役所）内に設置した。

運用開始時期	平成28年2月8日開設
センター機能	個人番号カードの交付を行う特設窓口

オ マイナンバーコールセンターの開設

マイナンバー制度への市民からの問合せに応答するために、市独自のコールセンターを設置した。

運用開始時期	平成27年9月
設置期間	平成27年9月より平成28年11月まで

カ コンビニエンスストアでの証明交付サービス

個人番号カードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの交付サービスを導入し、市民の利便性の向上と窓口業務の負担軽減による事務の効率化を図る。

運用開始時期	平成28年3月1日開始
利用可能時間	毎日 午前6時30分～午後11時00分（年末年始を除く） ※戸籍証明の利用時間は8時30分～20時00分まで
取扱証明書類	住民票の写し（全部・一部）、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、 市県民税（所得・課税）証明書

キ マイナンバーサポーターの養成

市民及び市職員を対象とした普及啓発活動を推進するため、全庁職員を対象に「マイナンバーサポーター」を養成し、効果的・効率的で実践的な啓発活動を実施した。

養成講座開催数	18回（平成27年6月中完了）
マイナンバーサポーターⅠ	160名 所属職員に制度の知識を習得させる職員
マイナンバーサポーターⅡ	95名 マイナンバーⅠの役割に加え、市民への普及啓発を行う。

ク 出前講座の開催

市民が集う各種会合（公民館講座・自治会会合・各種集會等）や市又は関係団体が開催する会議などにおいて主催者への合意を得たうえで、制度についてのチラシやパンフレットを用いた説明・広報を行った。

開催期間	平成27年5月～10月
開催数	41回
受講者数	1,131人

4 市民協働（地域政策課、地域活動推進課）

「自治基本条例」並びに「市民参画と協働の推進条例」を制定し、「情報共有」「参画」「協働」による自主自立のまちづくりの推進に向けた仕組みを整えるとともに、ボランティア・NPO活動などの自主的・積極的な公益活動への支援や、パブリックインボルブメント（PI）マニュアルの活用による市の事業への市民参画に取り組んでいる。さらには、市長の附属機関として「自治推進委員会」を設置し、「情報共有」「参画」「協働」の取り組みについて検証を行っている。

（1）熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと1階に設置し、ボランティア等の市民公益活動推進のため、下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティア団体、NPOの活動に関する情報や、ボランティアの募集、講座開催、民間財団などからの助成金情報など、市民公益活動に関する情報を収集し、提供している。

イ 相談・登録

ボランティア等、市民公益活動に関する相談を受け付けている。また、よかよかボランティア登録者及びあいぽーと利用登録団体には、定期的にボランティア募集等の情報を郵送やメール等で発信している。

ウ 活動の場の提供

会議・セミナー室やイベントコーナーなど市民公益活動の場を提供している。

エ 特定非営利活動法人認証等に関する事前相談を実施

オ 熊本市所轄のNPO法人の定款等を閲覧

カ 特定非営利活動法人の設立・定款変更認証や各種届けに関する受付窓口

キ 特定非営利活動法人の設立セミナーなど、市民公益活動推進に関するセミナーの開催

ク 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

くまもと・わくわく基金の団体登録の申請や助成事業申請書の作成支援を行っている。また、登録団体に対し、人材育成セミナーなどを実施している。

あいぽーと利用人数

年度	23	24	25	26	27
件数	51,047	58,958	64,571	61,110	61,981

(2) ボランティア活動保険

ボランティア活動中の不測の事故に備え、熊本市ボランティア活動保険を整備し活動に取り組みやすい環境を整える。

ボランティア活動保険登録団体数

年度	23	24	25	26	27
件数	2,100	2,142	2,207	2,331	2,223

(3) 特定非営利活動促進法に関すること（設立認証・認定・仮認定等）

熊本市内におのみ主たる従たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁として、法人設立・定款変更などの認証、認定や仮認定申請に係る事務、各種届出及び事業報告書に係る事務などを行っている。また、必要に応じ特定非営利活動促進法に関する説明会等を開催している。

(4) 条例個別指定制度に関すること

NPO法人が寄附を集めやすくする環境を整備する一環として、熊本市独自の指定基準を設け、平成27年4月より施行。熊本市が所轄庁となるNPO法人に対し、制度への理解を深め、その周知を図っていくこととする。

(5) 市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）

これからのまちづくりの一翼を担うボランティア団体、NPO等が行う市民公益活動を応援する資金支援の仕組みとして平成24年4月に創設。市民や事業者からの寄附を財源として、市民活動団体の公益的な事業に助成を行う。

5 地域コミュニティづくり支援

概 要

住民による主体的な地域づくりを推進するため、各区役所まちづくり推進課が各総合出張所・出張所内等に設置した各まちづくり交流室と連携し、町内自治会をはじめ小学校区の各種団体で構成された校区自治協議会の設立推進と運営支援を行うとともに、町内自治会や地域公民館への支援も行う。また、地域に根ざした住民自治活動、地域福祉活動、ボランティア活動など多様な地域コミュニティ活動の拠点施設として、地域コミュニティセンターの整備・充実に努める。

(1) 町内自治会組織の育成・支援（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 町内自治会の結成状況

(平 28. 4. 1 現在)

	中央区	東区	西区	南区	北区	合 計
校 区 数	19	18	16	21	21	95
町内自治会数	243	137	138	163	233	914

イ 助成制度

① 町内自治振興補助金

住民自治の振興を図り、円滑な自治会運営に資するための町内自治振興補助金交付規則に基づく助成
 助成内容 補助金額＝均等割額＋世帯割額

種 別		年 額 (円)
均等割額	200世帯以下	60,000
	201世帯以上400世帯以下	65,000
	401世帯以上800世帯以下	70,000
	801世帯以上	75,000
世帯割額	1世帯あたり	600

② 防犯灯補助金

防犯灯を管理する町内自治会に対する熊本市防犯灯補助金交付規則に基づく助成
 防犯灯数 26,248灯 (平27.12.31現在)

補助額

年間一灯あたり	10ワットまで	1,200円
	20ワットまで	1,400円
	40ワットまで	1,800円
	40ワットを超える	2,000円

③ LED等防犯灯取替補助金

既設の防犯灯をLED等機器へ取り替える町内自治会に対する熊本市防犯灯取替補助金交付要綱に基づく助成

補助内容・補助額

助成金額：一灯につき 6,000円 (6,000円を下回る場合は、その額)

(2) 校区自治協議会の設立推進及び運営支援（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

ア 助成制度

名 称	補助金額	対 象 事 業 (活動)
校区自治協議会運営補助金	20万円/年	運営のための事務費等

(4) 地域公民館（地域活動推進課、各区役所まちづくり推進課）

地域公民館は、地域住民の総意によって結成され、住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、自主的に運営されており、その運営支援を行なっている。

本市には、平成28年4月1日現在、628館の地域公民館組織が結成されている。

中央区	中央地区・・・10館	大江地区・・・23館		
東区	東部地区・・・39館	託麻地区・・・50館	秋津地区・・・16館	
西区	西部地区・・・59館	花園地区・・・22館	河内地区・・・31館	
南区	南部地区・・・29館	幸田地区・・・22館	鮑田地区・・・15館	天明地区・・・32館
	富合地区・・・23館	城南地区・・・42館		
北区	龍田地区・・・20館	清水地区・・・21館	北部地区・・・55館	植木地区・・・119館

建設・営繕・運営費及び借家料補助

・補助対象

その地域において、住民の連帯意識・福祉の向上と、まちづくり活動等の振興を図っている公民館であり、各区役所まちづくり推進課が届出を受理した地域公民館

・補助範囲

公民館活動に必要な施設並びにその附属施設の建設費、営繕費、運営費、借家料

・補助金額

建設費：建設費の2分の1を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

営繕費：営繕費の2分の1を補助、ただし補助金の額は最高60万円とする

なお、熊本地震により被害を受けた地域公民館については、営繕費の3分の2を補助、ただし補助金の額は最高750万円とする

運営費：均等割、世帯数割、事業費割、施設割（専用の公民館としての建物）、校区公民館連絡費（校区代表館）を基礎として算出する

借家料：借家料の3分の1を補助、ただし、補助金の額は、年間15万円以内とする

6 安全安心まちづくり・交通安全対策（生活安全課）

概要

交通事故の多発や街頭犯罪などに対応するため、高齢者や児童などへの交通安全教育や交通マナーの啓発を図っている。また、犯罪を未然に防ぐため、市民の意識向上に努めるとともに、警察や防犯団体等と連携を図りながら、地域と一体となった安全安心まちづくり活動を行っている。

(1) 安全安心パトロール

ア 防犯パトロール

安全安心まちづくり対策の一環として、青色回転灯を装着した公用車7台（うち区役所5台）で防犯パトロールを行なうなど、安全安心まちづくりの意識啓発を行っている。また、外勤の際には、安全安心パトロールのシートを貼付した公用車でパトロール活動を行うなど、全庁的に犯罪抑止活動に取り組んでいる。

イ 繁華街等安全安心パトロール（安全・安心で美しい熊本づくり事業）

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」に基づき、本市において、市民や観光客等が犯罪に遭わないこと、犯罪を発生させないことを目指し、繁華街等安全安心パトロールを繁華街アーケードを中心に実施。本市における犯罪の防止に努め、市民や観光客等の身体及び財産の保全並びに生活環境の美化の推進を図り、もって、安全安心で快適な都市環境の形成に寄与することを目的とし平成22年度から実施。

平成25年度に繁華街安全安心パトロール事業と路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業を業務提携させた。

なお、路上喫煙及びポイ捨ての禁止対策事業は、熊本城築城400年を迎え、観光都市にふさわしい安全で快適な都市環境の形成を図ることを目的として、路上喫煙やポイ捨て対策について定めた「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」（ごみ減量推進課所管）が、熊本市議会議員により平成19年第1回定例会に提案・制定され、同年7月1日から施行されたことに伴うものである。

① 「熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例」の主な内容

(ア) 路上喫煙の制限

市民等は、次のような場合は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- ・歩行中（自転車乗車中を含む。）であるとき
- ・吸殻入れがない場所や吸殻入れを携帯していないとき

※路上喫煙とは、公共の場所において喫煙すること。また、公共の場所とは、道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所で、屋外に存するものをいう。

(イ) ポイ捨ての禁止

何人もポイ捨てをしてはならない。

※ポイ捨てとは、飲料品・食料品・タバコの容器や包装、食料品の残りかす、タバコの吸い殻などをみだりに投げ捨て、又は散乱させること。

- (ウ) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等設置、表示等の禁止
- (エ) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為の禁止
- (オ) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れの禁止
- (カ) 違法と認められる客引き行為の禁止
- (キ) 違法と認められる金融業者の宣伝行為の禁止
- (ク) 違法と認められる落書きの禁止

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例による規制の内容

	区 域	規 制 の 内 容	過 料
路上喫煙	市内全域（路上禁煙区域を除く）	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
	路上禁煙区域	路上喫煙は禁止	1,000円
ポイ捨て	市内全域（美化重点推進区域を除く）	ポイ捨ては禁止	なし
	美化重点推進区域	ポイ捨ては禁止	1,000円

② 路上禁煙区域及び美化重点推進区域

(ア) 路上禁煙区域

市長は、人の身体又は財産を保全する等のため、喫煙を特に制限する必要がある区域を「路上禁煙区域」として指定する。（喫煙禁止－違反者に罰則あり）

(イ) 美化重点推進区域

市長は、飲料容器等の散乱を防止し、生活環境の美化を推進することが特に必要な区域を「美化重点推進区域」として指定する。（ポイ捨て禁止－違反者に罰則あり）

(ウ) 路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定及び罰則適用

上通り、下通り、新市街のアーケード内の同一区域を指定（平成19年8月1日指定）

違反者に対し、過料1,000円を科す罰則規定施行（平成20年4月1日適用）

(エ) 繁華街等安全安心パトロール指導員

繁華街での迷惑行為や違法行為の指導・啓発、また、指定区域である上通り・下通り・新市街の各アーケード内での路上喫煙・ポイ捨てに関する周知・啓発・指導及び過料の徴収

嘱託員3名（熊本県警察OB）

③ 事業費

平成28年度予算 8,701千円

(2) 違法駐車防止対策

ア 違法駐車に対する街頭指導の強化

平成4年5月1日「熊本市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、違法駐車防止重点地域の指定をもとに、土・日曜日・祝日に違法駐車等の街頭指導を行い、安全で快適な生活環境の保持に努めている。

イ 違法駐車防止重点地域

・銀座通り他4路線1,900m（平成5年4月1日指定）

(3) 交通安全思想の普及徹底

ア 交通安全教育の推進（交通ルール・マナーアップ促進事業）

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進することを目的として、昭和58年から、交通安全教育専門員（3人（平成28年から2人））を配置し、幼児（保育園・幼稚園）に対しては、模擬信号機、教育ビデオやパネル等の教育機材を活用した基礎的な交通ルールの教育、また、小学校新入学時の児童に対し、特に登下校時における交通ルールの習得のため、模擬信号機等を活用した実践的な教育、また、小・中・高校生を対象とした安全利用に伴う自転車ルール・マナーの教室を実施している。さらに高齢者（主に老人クラブを対象）に対しては、教育ビデオや交通シミュレータ等を使い、反射材の効果や加齢に伴う身体的機能の変化が歩行者や運転者としての交通行動に及ぼす影響の理解などの教育を実施している。

イ 交通安全活動の推進

① 交通安全運動等の推進

各季の全国交通安全運動、事故防止運動を中心に広報車による呼びかけ、市政だより、市ホームページ、facebook、ポスターの掲示等、各種広報媒体による広報活動、交通安全県民大会、街頭交通安全キャンペーン等の各種イベントの開催による啓発活動、さらに、参加型啓発活動の実施など草の根的活動を展開している。

② 交通指導員と連携した街頭活動の強化

交通指導員は、交通の安全、事故の防止及び交通道德の高揚を図り、あわせて市内の交通秩序を確保することを目的として、昭和44年10月1日に発足した。現在委嘱を受けているのは約400人で、警察その他関係機関と連携しながら、交通指導及び交通安全思想の普及高揚に努めている。

また、公安委員会委嘱の地域交通安全活動推進委員及び地区交通安全協会等とともに、市民交通安全の日（毎月1・10・20日）や交通安全運動等の期間中に朝の通勤通学時の街頭指導を行うほか、地域におけるリーダーとして、交通安全の諸活動の推進に努めている。

③ 暴走族根絶対策

平成14年7月に、「熊本市暴走族根絶連絡協議会」を設立し、地域における暴走族追放の気運を醸成し、交通安全意識を高めるため、関係機関・団体との連携を密にしながら、その推進に努めている。

(4) 交通事故被害者に対する支援対策

ア 交通事故相談

昭和47年4月交通事故相談所（現 交通事故相談室）を開設し、専門相談員2名が相談を受け対応している。

交通事故相談件数

年度 区分	23	24	25	26	27
被害者	325	280	233	269	282
加害者	65	68	58	82	81
合計	390	348	291	351	363

イ 交通遺児への援助

昭和48年3月に交通遺児援助基金を設立して、小学校、中学校入学時及び中学校卒業時に就学援助金を支給している。また、毎年1回、小中学生に図書カードを配付している。

交通遺児基金の推移

(単位 円)

項 目		年 度				
		23	24	25	26	27
収 支	寄 付 金	637,139	643,740	435,806	792,193	716,556
	運 用 利 益	554,414	510,147	505,278	277,217	264,114
	援 助 金 ほ か	△880,000	△1,633,790	△1,195,256	△1,487,991	△1,463,556
	差引(積立または取り崩し)	311,553	△479,903	△254,172	△418,581	△482,886
基 金 残 高		83,357,365	83,521,202	83,702,836	84,076,448	84,300,118

7 消費者行政（消費者センター）

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

(1) 消費者相談

消費者からの商品・サービスの契約、販売方法、多重債務等に関する相談に対応するための相談体制の充実強化を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

相談件数

年 度	23	24	25	26	27
総件数	4,814	5,211	6,310	6,371	6,290

相談内容別件数

内 容	安全・衛生	品質・機能・役務品質	法規・基準	価格・料金	計量・品目	表示・広告	販売方法	契約(解約)	接客対応	包装・容器	施設・設備	買物相談	生活知識	その他	合 計
件数	151	483	144	921	5	191	1,895	4,763	705	3	9	13	9	32	9,324

注：相談内容別件数については、相談内容が複数にわたるため、相談件数とは合致していない。

(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活問題に対応できる主体性のある自立した消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費者意識の向上

消費者セミナー：市民や親子を対称に消費生活に関する基礎的な知識の修得（受講生は一般公募）

消費生活出前講座：多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣

消費生活地域見守りサポーター養成講座：初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことを目的に、センターと地域住民のパイプ役かつ地域の見守り体制の担い手を育成する

イ 小中学生啓発事業

小中学生を対象に消費生活に関する啓発資料を作成し、市内全校に配布

ウ 若者、高齢者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、学園祭等への出展、「敬老の日」を契機とした情報提供等を推進する

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、毎年5月30日を「消費者の日」、5月を「消費者月間」と定め、講演会等の記念事業を行う

(3) 情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品・サービスの知識、消費生活に関する知識の普及のための情報を収集し、提供する。

イ 情報コーナー

消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの貸出による情報提供を行う。

(4) 消費者の組織化と活動の支援

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を支援する。

8 男女共同参画（男女共同参画課）

男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある社会の実現が求められている。

本市では、「熊本市男女共同参画推進条例」において策定された。男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な男女共同参画の推進に取り組むこととしている。

昭和62年	4月	女性行政の総合窓口を設置（婦人生活課）
平成2年	4月	総合婦人会館・カルチャーセンターオープン
平成5年	4月	「婦人生活課」から「女性政策課」、「総合婦人会館・カルチャーセンター」から「総合女性センター」へ名称変更
平成10年	4月	「女性政策課」から「男女共生推進課」へ名称変更
平成11年	4月	男女共生推進課、総合女性センター、勤労婦人センターを一体化し、総合的推進体制の確立
平成13年	9月	「DV防止連絡会議」「DV市内防止ネットワーク会議」設置
平成14年	6月	「男女共同参画地域推進員制度」
平成16年	4月	「熊本市民間緊急一時保護施設運営補助金制度」
平成18年	5月	「2006世界女性スポーツ会議くまもと」開催（5/11～5/14）
平成21年	4月	「熊本市男女共同参画推進条例」施行
平成22年	3月	「熊本市男女共同参画基本計画」策定
平成22年	4月	「総合女性センター」から「男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更
平成22年	11月	「第20回男女共同参画全国都市会議inくまもと」開催（11/18～11/19）
平成24年	4月	「男女共同参画センターはあもにい」の指定管理者による指定管理に移行
平成26年	10月	「熊本市配偶者暴力相談支援センター」事業開始

（1）男女共同参画のための意識づくり

ア 男女共同参画に関する啓発・広報

- 情報紙「はあもにい」の発行（年3回）及び啓発リーフレット、悩み相談カード等の配付
- 地域、学校、企業等に出向く出前講座の開催
- 男女共同参画地域推進員制度の活用（登録者数144人）
- DV防止及び被害者支援に係る関係機関との連携、DV防止セミナーの開催、民間シェルター運営費補助

イ 男女共同参画に関する情報収集・提供

- 市民意識調査（5年ごと）・企業実態調査（3年ごと）の実施

(2) 男女共同参画のための社会環境の整備

- 市の審議会等への女性の登用を促進

平成25年度：31.0% 平成26年度：28.8% 平成27年度：29.1%

- 女性の人材発掘と登用拡大を図るため、「女性人材リスト」の充実・活用（登録者数199人）

(3) 推進体制の整備・充実

- 「くまもと市男女共同参画会議」の開催
- 「熊本市男女共同参画庁内推進会議」開催

(4) 熊本市男女共同参画センター はあもにい

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざして各種事業を展開している。

所在地 中央区黒髪3丁目3番10号

構造 鉄筋コンクリート4階建（一部5階）

面積 敷地面積 6,665㎡ 延床面積 5,376㎡

工期 平成元年1月～平成2年3月

開館 平成2年4月7日

建設費 2,280,000千円

主要施設 4階 会議室、研修室A・B・C、和室

3階 リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム

2階 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、
相談室、ギャラリー

1階 メインホール（372人）、情報資料室、ファミリーサポートセンター〈熊本〉、
幼児室、事務室、

その他 駐車場 163台（はあもにい駐車場70台、第1駐車場45台、第2駐車場17台
第3駐車場26台、障がい者用駐車場5台）

駐輪場 2カ所

ア 男女共同参画啓発事業

男女が共に自立し、協力しあいながらいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、女性のエンパワーメント（力と自信をつけること）講座や男性のためのライフセミナーなど、男女共同参画の視点を踏まえた啓発・自己開発の講座（セミナー）等を実施する。

イ 社会参画支援事業

女性の社会参画促進に向けて市民活動を支援するなど、市民との協働による男女共同参画社会の実現に取り組む。

（はあもにいフェスタの開催、総合相談室の運営、男女共同参画推進リーダー講座、市民グループ活動支援等）

さらに、女性の就業に向けた資格取得講座・能力開発講座、仕事と生活の調和のための講座を実施する。

総合相談室

年度	23	24	25	26	27
相談件数	2,517	2,748	2,904	2,343	2,243

ウ その他

男女共同参画や生活文化に関する図書、ビデオ、DVD、資料等の情報の収集と提供、私のギャラリー展、映画鑑賞会を実施。

エ 施設貸出事業

市民が会議や練習・発表の場として施設を効果的に利用できるよう、センター機能を生かした助言や活動支援を行う。

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和議室等 (14室)
	集式 会 ・ 大会 典	音楽 会 ・ 演奏 会	歌謡 ショー ・ 浪曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	そ の 他	合 計	集式 会 ・ 大会 典	音楽 会 ・ 演奏 会	歌謡 ショー ・ 浪曲	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	
23	10	90	29	20	5	14	168	2	18	11	0	9	42	82	3,323
24	10	132	18	27	4	9	200	6	63	16	5	4	34	128	3,040
25	11	109	16	21	5	38	200	4	50	14	14	13	60	155	3,033
26	35	73	4	21	15	64	212	11	39	11	7	25	72	165	3,140
27	29	82	9	11	12	77	220	10	32	15	10	21	63	151	3,223

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	合 計
23	32	6	107	23	168	17	1	47	17	82
24	40	10	95	55	200	20	10	57	41	128
25	32	18	142	8	200	18	4	112	11	145
26	10	30	161	11	212	15	20	124	6	165
27	53	14	136	17	220	24	7	110	10	151

9 人権推進（人権推進総室）

概 況

本市はこれまで、日本国憲法で保障された基本的人権の尊重をめざし、人権尊重意識をはぐくむ教育・啓発を進めるとともに女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、それぞれの個別課題についても様々な事業・施策の取組みを行ってきたところである。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別事象が依然として存在しており、人権問題の解決は、社会全体の大きな課題となっている。

本市では、平成21年3月に策定された「熊本市第6次総合計画」や「熊本市人権教育・啓発基本計画」の中で、「一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現」を掲げている。これは市民一人ひとりが、人権問題を自らの課題として受け止め、差別や人権侵害を許さない確固とした信念をもって、すべての人が個人として尊重される社会を築くため、学校や職場、家庭など、あらゆる機会をとらえて人権教育・啓発活動を推進するとともに、本市の様々な事業・施策を人権尊重の視点をもって取り組むことにより、市民誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現をめざすものである。

(1) 沿 革

昭和40年	8月	同和対策審議会答申
44年	7月	同和対策事業特別措置法の施行
50年	12月	市民局に同和対策室を設置
51年	5月	隣保館を設置
52年	6月	西原公園児童館を設置
62年	12月	熊本市人権啓発市民協議会が発足
平成5年	1月	熊本市雇用開発協議会を設置
11年	6月	人権教育のための国連10年推進本部を設置
12年	5月	熊本市域における人権教育啓発基本方針を策定
12年	12月	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の施行
13年	4月	同和対策室を人権推進総室に、同和教育指導室を人権教育指導室に名称変更し、事務分掌も変更
15年	8月	隣保館をふれあい文化センターに名称変更
21年	3月	熊本市人権教育・啓発基本計画を策定
22年	3月	合併に伴い植木ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
24年	3月	組織改編により企画振興局に人権推進総室を設置、ふれあい文化センターを人権推進総室の「かい」とする。
26年	7月	熊本市人権教育・啓発基本計画《改訂版》を策定
27年	4月	組織改編により市民局に人権推進総室を設置

(2) 人権啓発の推進

「熊本市人権教育・啓発基本計画」に基づき、市民の人権尊重意識の高揚と行動の定着を図るため、あらゆる機会を捉え、市民、学校、企業、地域等の協働により、人権教育・啓発事業を展開し、「すべての人の人権が尊重される社会の実現」を目指している。

また、市民の主体的参加による人権啓発活動を展開することを目的に、市内の企業・団体等を会員とし、昭和62年に発足した熊本市人権啓発市民協議会の活動の充実を図っている。

主な人権啓発事業

映画会、啓発セミナー、講演会、人権啓発担当者ワークショップ等の開催、人権の花運動、Jリーグロアッソ熊本との合同啓発イベントなど

(3) 職員の人権教育の推進

市民の人権が尊重されるまちづくりの実現のためには、本市の職員自らが豊かな人権感覚の育成に努めるとともに人権尊重を基本とする市政運営が不可欠である。

そこで、平成17年8月に施行された「熊本市人権教育推進会議等に関する訓令」に基づき、全職員の人権教育を推進する体制を整備し、職場研修推進制度のもと各職場で局、区等を中心に主体的な取り組みを行っている。

(4) 熊本市ふれあい文化センター

ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 中央区本荘4丁目6番6号
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和51年5月1日
 構造 鉄筋コンクリート3階建（一部2階建）
 敷地面積 1,015.38㎡ 建物面積 延1,849.43㎡ 駐車場面積 411.94㎡
 用地費 69,623千円
 工事費 新築（昭和50年度）82,495千円
 改築（昭和58年度）25,085千円（機能回復訓練室・相談室の新設）
 増築（昭和62年度）304,334千円（老人福祉センター・教育集会所の新設）
 主な施設 1階 教養娯楽室 調理室 相談室 機能回復訓練室 集会室 事務室 浴室
 2階 集会室 会議室 学習室 多目的利用室 工作室 図書室
 3階 ホール（機能回復訓練用）

利用者

区 分	年 度				
	23	24	25	26	27
主催事業参加者数 （講座・クラブ・高齢者教室・くらしの講座・図書室利用者 等）	15,222	14,815	15,066	15,614	15,557
貸し館利用者数	10,485	9,930	10,172	13,374	13,309
福祉サービス利用者数（入浴・リハビリ室）	11,804	12,437	10,883	11,428	10,312

(5) 熊本市植木ふれあい文化センター

植木ふれあい文化センターは、社会福祉法に基づく第2種社会福祉施設であり、地域社会全体の中で福祉の向上及び人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業及び人権課題を解決するための各種事業を総合的に行い、市民のふれあいと連帯を図るとともに、生活文化及び福祉の向上に資するための施設である。

所在地 北区植木町宮原912番地
 設置主体 熊本市
 開設年月日 昭和55年8月1日
 構造 鉄筋コンクリート・鉄骨造平家建
 敷地面積 3022.82㎡ 建物面積 延774.40㎡ 駐車場面積 369.20㎡
 工事費 新築（昭和55年度）85,200千円
 増築（平成3年度）29,333千円
 主な施設 大会議室 中会議室 図書室 和室 調理室 相談室 事務室
 日常生活訓練室 創作軽作業室 社会適応訓練室 運動場（ゲートボール等）

利用者

区 分	年 度				
	23	24	25	26	27
館内利用者数 （学習活動・クラブ・高齢者教室・日常生活訓練・図書室利用者 等）	10,690	10,692	6,467	7,921	7,291
館外（運動場）利用者数（ゲートボール利用者 等）	2,243	1,694	102	1,443	963

10 生涯学習(生涯学習課)

生涯学習社会の構築のためには、すべての市民が、いつでもどこでも自主的に学べる生涯学習の機会を拡充するとともに、その成果を生活や社会の中に生かすことができるような仕組みを作ることが必要である。

このような中、平成18年12月、約60年ぶりに改正された教育基本法において、生涯学習の理念に関する規定が新設された。

本市においても「新しい時代に対応した生涯学習社会」を実現するため平成21年3月に「熊本市生涯学習指針」を策定した。本指針において、目指すべき生涯学習都市くまもとの姿を「わくわく学習都市くまもと」とした。その実現のため、生涯学習ネットワークを構築し、学習機会を充実しながら、学習成果を生かす環境づくりを推進していく。

(1) 施策の展開

<生涯学習ネットワークの構築>

ア 学習情報の収集と提供

- ・学習情報の収集・提供体制の整備・充実
- ・学習相談体制の整備充実
- ・生涯学習推進に関する調査・研究の充実

イ 関係機関との連携

- ・生涯学習関係機関・団体・事業者等との連携
- ・庁内関係部署との連携強化

<学習機会の充実>

ア ライフステージに応じた学習機会の充実

- ・乳幼児期における学習の充実
- ・学童期(小学生)における学習の充実
- ・思春期(中高生)における学習の充実
- ・成年期における学習の充実
- ・高齢期における学習の充実

イ 現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援

- ・家庭教育力の向上
- ・地域教育力の向上
- ・現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応した学習の充実

ウ 多様で高度な学習活動を支える拠点施設の機能充実

- ・社会教育施設、スポーツ・文化施設の機能充実
- ・多様なニーズに対応した拠点施設の機能充実
- ・より高度で実践的な学習内容に対応した支援

<学習成果を生かす環境づくり>

ア 学習成果を生かす場の創出

- ・学校を中心とした場の創出
- ・地域を中心とした場の創出

イ 人材の活用

- ・生涯学習人材バンクの整備と活用
- ・ボランティア情報の収集と提供

ウ 市民参画の仕組みづくり

- ・参画型事業の展開
- ・学習成果の発表機会の充実
- ・学習成果の評価システムの整備

(2) 公民館

生涯学習の拠点となる市立公民館は、地域社会の発展と住民生活の充実のために各種講座、講演会の開催などの事業を行うとともに、住民の自主的な学習や文化活動、地域づくりを支援するなどの総合的な活動を通して、住民の教養の向上、生活文化の振興を図っている。

現在、中央、西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田、五福、河内、天明、富合、城南、植木の19公民館がある。

なお北部公民館には、北部東分館と西里分館の2館がある。

施設の概要

名称	中央公民館	河内公民館
所在地	中央区草葉町5番1号	西区河内町船津791番地
開設年月日	昭和26年4月1日 (昭和43年4月1日新築移転)	平成15年4月1日 (平成20年4月1日移転)
構造	鉄筋コンクリート地下1階地上5階建	鉄筋コンクリート3階建
敷地面積	1,350㎡	18,496㎡
建物面積	1,878㎡	1,475㎡
名称	北部公民館西里分館	北部公民館北部東分館
所在地	北区下硯川町1798番地	北区鶴羽田2丁目13番9号
開設年月日	平成3年4月1日	平成3年4月1日
構造	鉄筋コンクリート平屋建	木造平屋建
敷地面積	3,584.39㎡	-
建物面積	715.64㎡	13.24㎡

- ※ 西部、南部、東部、龍田、託麻、幸田、清水、秋津、大江、花園、北部、飽田の各公民館の施設は、西区役所・各総合出張所・各出張所の施設と併設。また、五福、天明、富合、城南、植木の各公民館の施設は、区役所等所管ホールと併設。なお、併設施設の概要は、区政関係の概況に記載。
- ※ 北部東分館については、事務室のみ。本館については、健康福祉子ども関係の勤労青少年ホームに記載。地域公民館については、市民生活関係の地域コミュニティづくり支援に記載。
- ※ 中央公民館については、熊本地震により使用不可となったため建て替え予定。

平成27年度 市立公民館等学習活動在籍状況（平28.3.31現在）

		中央区			東区			西区			南区					北区				合計			
		中央	大江	五福	東部	託麻	秋津	西部	花園	河内	南部	幸田	飽田	天明	富合	城南	龍田	清水	北部		植木		
主催事業	主催講座	講座数	92	75	56	143	161	119	99	111	59	117	58	46	57	77	58	57	115	215	49	1,764	
		在籍者数	1,779	2,796	1,558	5,409	4,816	2,796	2,558	3,347	2,754	4,793	1,909	856	1,191	2,171	888	943	2,410	3,977	2,714	49,665	
	家庭教育学級	学級数	4	8	5	10	9	6	7	3	2	3	4	4	5	2	-	4	4	4	-	84	
		在籍者数	140	205	99	266	193	92	227	54	136	73	95	141	139	45	-	89	87	46	-	2,127	
	教養講演会	講演会数	8	5	3	5	6	6	4	3	6	3	5	5	4	5	11	3	3	8	4	97	
		参加者数	588	340	112	648	619	876	496	216	245	206	844	329	228	276	1,838	425	411	196	166	9,059	
	合計	講座数	104	88	64	158	176	131	110	117	67	123	67	55	66	84	69	64	122	227	53	1,945	
		在籍者数	2,507	3,341	1,769	6,323	5,628	3,764	3,281	3,617	3,135	5,072	2,848	1,326	1,558	2,492	2,726	1,457	2,908	4,219	2,880	60,851	
	自主講座	合計	講座数	60	59	61	81	69	55	51	49	14	52	59	31	28	24	-	53	63	99	27	935
			在籍者数	1,818	1,227	1,133	2,053	1,300	1,226	929	895	142	897	1,332	381	333	315	-	1,197	1,515	1,339	377	18,409
総合計	講座数	164	147	125	239	245	186	161	166	81	175	126	86	94	108	69	117	185	326	80	2,880		
		在籍者数	4,325	4,568	2,902	8,376	6,928	4,990	4,210	4,512	3,277	5,969	4,180	1,707	1,891	2,807	2,726	2,654	4,423	5,558	3,257	79,260	
	講座数	436			670			408			658					708				2,880			
	在籍者数	11,795			20,294			11,999			19,280					15,892				79,260			

(3) 家庭教育の推進

家庭の教育力向上のため、保護者等を対象にした家庭教育の大切さについて啓発するための学習機会や、情報を提供している。

ア 家庭教育学級

公民館において幼稚園、保育園、小学校及び中学校を単位として開設し、家庭における子どもの教育に関する学習を行ったり、子どものしつけ方等における悩みを持ち寄り話し合いを持つ等、実践的学習を行っている。

イ 子育てサロンの開催

児童館・児童室を併設する公民館12館において、子育て中の保護者同士が、子育てに関する情報交換をしたり、悩み事を互いに相談できる集いの場を設けている。また、そこで出されたニーズをもとに、講演会や講座等を開催している。

(4) 青少年健全育成

「生きる力」を備えた青少年の健全な育成が図られるよう、地域における青少年の活動を支援している。

ア 熊本市青少年健全育成連絡協議会

校区青少年健全育成協議会相互の連絡協調のもと、関係機関及び諸団体との連携を密にし、市民の青少年健全育成に対する理解と自覚を高め、全市的な青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。

構成 小学校区青少年健全育成協議会をもって構成している。

- 主な事業
- ・年次総会、代表者会、理事会、評議員会
 - ・子ども・若者育成支援強調月間
 - ・夏の青少年育成県民総ぐるみ運動
 - ・熊本市青少年健全育成大会
 - ・研修会
 - ・家庭・地域の教育力の向上
 - ・青少協活動の地域への浸透

イ 校区青少年健全育成協議会

各小学校区の青少年健全育成に関する団体や機関が連携を緊密にし、相互の情報交換、事業の調整を図り、地域住民の協力を得て、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図ることを目的とした団体。現在、88小学校区において結成され、地域における青少年の社会参加や非行防止などの実践活動を行っている。

ウ 熊本市子ども会育成協議会

各小学校区の単位子ども会育成会相互の連携・強調のもと、子ども会発展のための育成を目的とした団体。

単位子ども会育成会は、校区町内をもとに組織され自分たちの住む地域を活動の場とした、年齢の異なる子どもたちの集まりであり、学校や家庭とは違った人間関係の中での幅広い経験を通して、子どもたちが社会性・自主性・協調性などを身につけるため季節の行事やスポーツ交流などの事業を行っている。

エ ボーイスカウト熊本市連絡協議会

日本ボーイスカウト熊本県連盟の一員として、熊本市内に所属する3地区（中部地区、東部地区、西部地区）14個団のより円滑な協力・連携を保つことを目的とした団体。

オ ガールスカウト熊本県連盟熊本市連絡会

ガールスカウト日本連盟の一員として、ガールスカウト運動を普及し、女性が自らの可能性を最大限に伸ばし、発揮できる社会の形成を推進することを目的とする団体。

(5) 青少年指導者養成

子どもたちが様々な野外体験活動などを通して、「生きる力」を育むことができるよう青少年活動（野外活動等）の指導者を養成し、安全で教育的効果の高い青少年活動を推進する。

名称	内容	対象	開催期間	受講者数（人）	場所	備考
レクリエーション指導者セミナー	青少年指導者に必要とされる知識やスキルについての講義	市内在住又は通勤・通学する18歳以上の者	7月1日・8日・15日 3月5日 (全4回)	29	熊本市総合体館・青年会館 市役所14階ホール	(一財)熊本市社会教育振興事業団共催

(6) 成人式

二十歳を迎えた新成人たちを対象に区切りの式典を開催し、新成人としての責任や自覚を促す。

平成28年成人式

開催日 平成28年1月11日

場 所 熊本市総合体育館・青年会館

対象者 7,398人

1 1 熊本市オンブズマン制度（オンブズマン事務局）

（1）沿革

平成22年4月、市民、市議会、市長等が共有する本市の自治の最高規範として「熊本市自治基本条例」が施行され、同条例の趣旨を具体化する制度の一つとして、同条例第23条に公的オンブズマン制度の設置が規定された。これを受け、平成23年3月、「熊本市オンブズマン条例」が公布され、同年11月1日、同条例が施行され、熊本市オンブズマン制度の運用を開始した。

（2）概要

熊本市オンブズマン制度は、オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的としたものである。

（3）オンブズマンの職務

- ① 市民から申し立てられた市政に関する苦情を調査すること。
- ② 常に市政を監視し、オンブズマン自らも事案を取り上げ、調査すること。
- ③ 調査結果をもとにオンブズマンの判断を示すこと。必要なときは、市に対して是正などの措置を行うよう勧告し、又は制度の改善を求める意見表明をすること。

（4）対象となる苦情の範囲

熊本市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日（終わった日）から原則として1年以内の苦情が対象となる。ただし、次の事項などは取り扱わない。

- ① 判決、裁判等を求め現に係争中の事項及び判決、裁決等により確定した事項
- ② 請求に基づき現に監査を実施している事項及び監査を完了した事項
- ③ 議会に関する事項
- ④ オンブズマンの行為に関する事項

（5）オンブズマンの組織等

① オンブズマン

熊本市オンブズマンは、熊本市オンブズマン条例の規定に基づき、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

オンブズマンは、市民の権利と利益の擁護者として、公平かつ中立的な立場で職務を行い、また、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

オンブズマンの任期は2年であり、1回に限り再任することができる。

② 運用体制

オンブズマン2名、オンブズマンを補佐する専門調査員3名、その他制度を運営する事務局員3名の8名体制で運用を行っている。

（6）苦情処理の流れ

① 申立方法

苦情の申立ては書面により行う。事務局に持参、郵送、FAX、Eメール、ホームページのフォームメールのいずれかの方法で申し立てることができる。

② 面談

申立人が希望する場合には、オンブズマンと直接面談ができる。

③ 苦情の調査

オンブズマンは、苦情の内容を審査し、市の関係部署を調査する。調査は、ヒアリング、書類や記録の閲覧、実地調査等の方法で行う。

④ 調査結果の通知

オンブズマンは、調査結果を申立人及び市の機関に文書で通知する。

⑤ 運営状況の報告・公表

毎年度の運営状況については、市長及び議会に報告するとともにこれを公表する。

(7) 平成27年度の運用状況

平成27年度は、50件の苦情申立てを受け付け、前年度からの継続分11件と合わせて61件の苦情を処理した。

行政組織別受付状況

(単位：件・%)

組織	件数	構成比	組織	件数	構成比
市長政策総室	1	2.0	南区役所	1	2.0
総務局	1	2.0	北区役所	1	2.0
財政局	4	8.0	消防局	1	2.0
健康福祉子ども局	2	4.0	上下水道局	3	6.0
観光文化交流局	2	4.0	病院局	1	2.0
都市建設局	13	26.0	教育委員会	1	2.0
中央区役所	10	20.0	その他の機関	3	6.0
東区役所	5	10.0	合計	50	100.0
西区役所	1	2.0			

苦情処理の状況

(平成26年度からの継続分)

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	10	90.9
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	2	18.2
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	2	18.2
(3) 市の業務に不備がなかったもの	6	54.5
2 調査対象とならなかったもの	1	9.1
(1) 管轄外のもの	0	0.0
(2) その他のもの(利害無し・1年以上経過等)	1	9.1
合 計	11	100.0

(平成27年度受付分)

(単位：件・%)

区 分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	31	62.0
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	8	16.0
(2) 苦情申立ての趣旨に一部沿ったもの	4	8.0
(3) 市の業務に不備がなかったもの	19	38.0
2 調査対象とならなかったもの	6	12.0
(1) 管轄外のもの	2	4.0
(2) その他のもの(利害無し・1年以上経過等)	4	8.0
3 調査を中止したもの	0	0.0
4 取り下げられたもの	9	18.0
5 継続調査中のもの	4	8.0
合 計	50	100.0